

## モニタリングポストの無線回線による情報伝達設備の更新に係る工事について

### 1. 工事の目的

第37回原子力規制委員会（平成30年10月）において、原子炉施設の敷地境界付近のモニタリングポストは、その重要性に鑑み、現時点において新規規制基準への適合確認を受けていない原子炉施設についても、データ伝送の多様性が図られることが望ましいことが示された。

従前から、もんじゅのモニタリングポストは、光ケーブル（有線）によるデータ伝送に加え、地震や洪水などによる有線切断に備え、平成24年度から簡易無線装置によるデータ伝送を可能としている。

しかしながら、周波数割当計画（総務省告示）改正により、簡易無線局に新たにデジタル方式の周波数の割当てが行われたことに伴い、現在もんじゅのモニタリングポストで使用しているアナログ方式の簡易無線は令和4年11月30日までに使用を停止しなければならない。

このため、既存の簡易無線装置を撤去し、新たに周波数帯の異なる陸上無線装置の設計・製作を行い、更新する。

### 2. 工事範囲

図1にもんじゅ内の放射線測定設備（4局のモニタリングポスト）の配置を示す。図2に今回の工事範囲の概要を示す。既設の放射線測定設備（有線回線による情報伝達設備）と無線データ伝送装置は独立したシステムの装置である。

本工事は、簡易無線の無線データ伝送装置を陸上無線の無線データ伝送装置に取り替えるものであり、既設の有線データ伝送装置及び中央制御室野外モニタ盤1の改造は行わない。

従って、演算機能を有する部分は工事範囲外であることから原災法に基づく放射線測定設備の範囲ではない。

### 3. 実施計画（案）

表1に工事のスケジュールを示す。対象の4局のモニタリングポストについて、複数のモニタリングポストが同時に欠測しないよう現地工事は1箇所ずつ行うこととし、工事が完了した都度、現地試験を行う。また、工事中も線量率測定の欠測時間を最小限とするよう、可能な限り測定状態で工事を行う。

以上

表1 モニタリングポスト無線通信装置の更新工事のスケジュール

項目	令和3年							令和4年	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
設計製作	■								
工場試験・検査					■				
現地工事						■			
現地試験・検査						■			

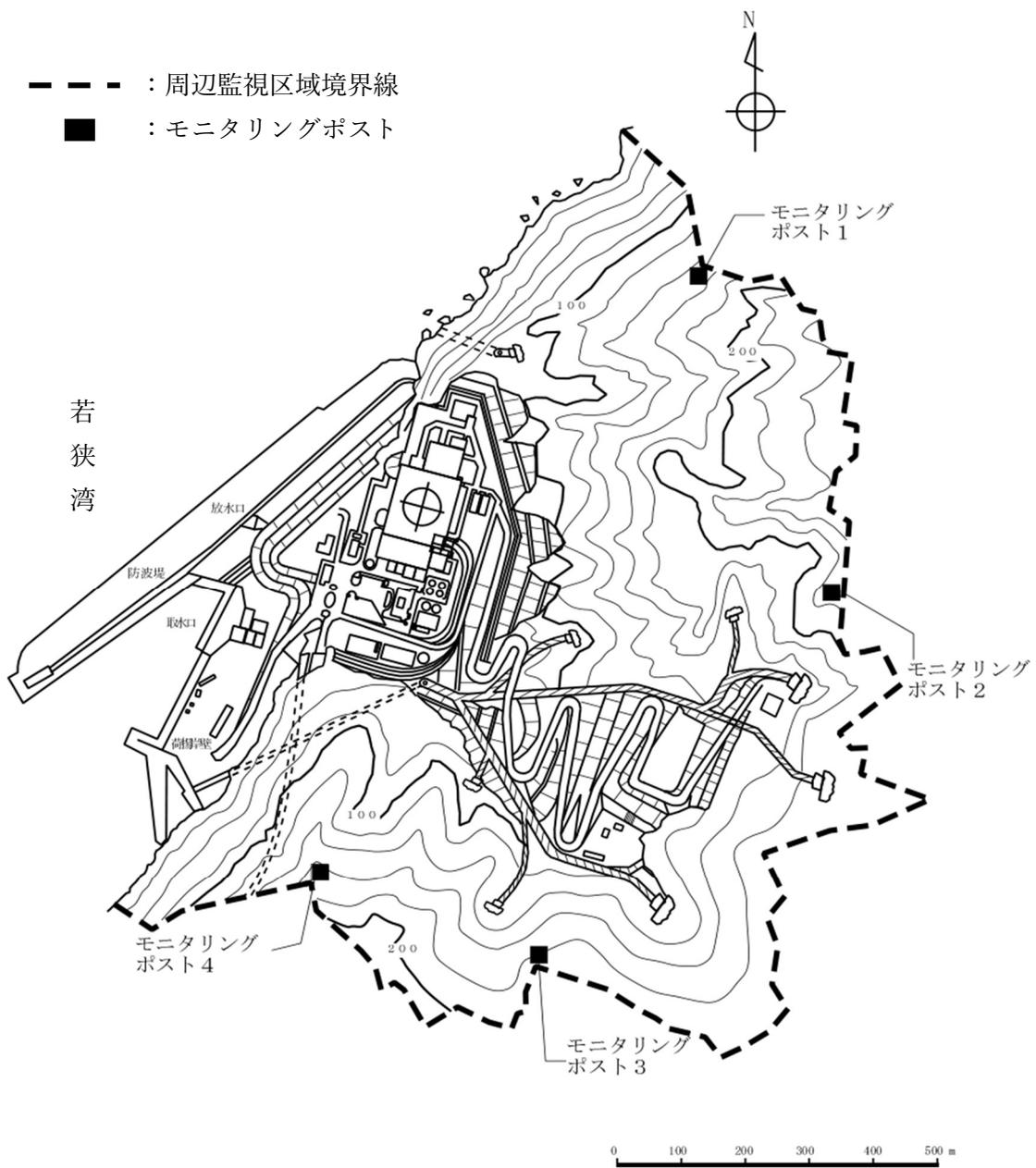
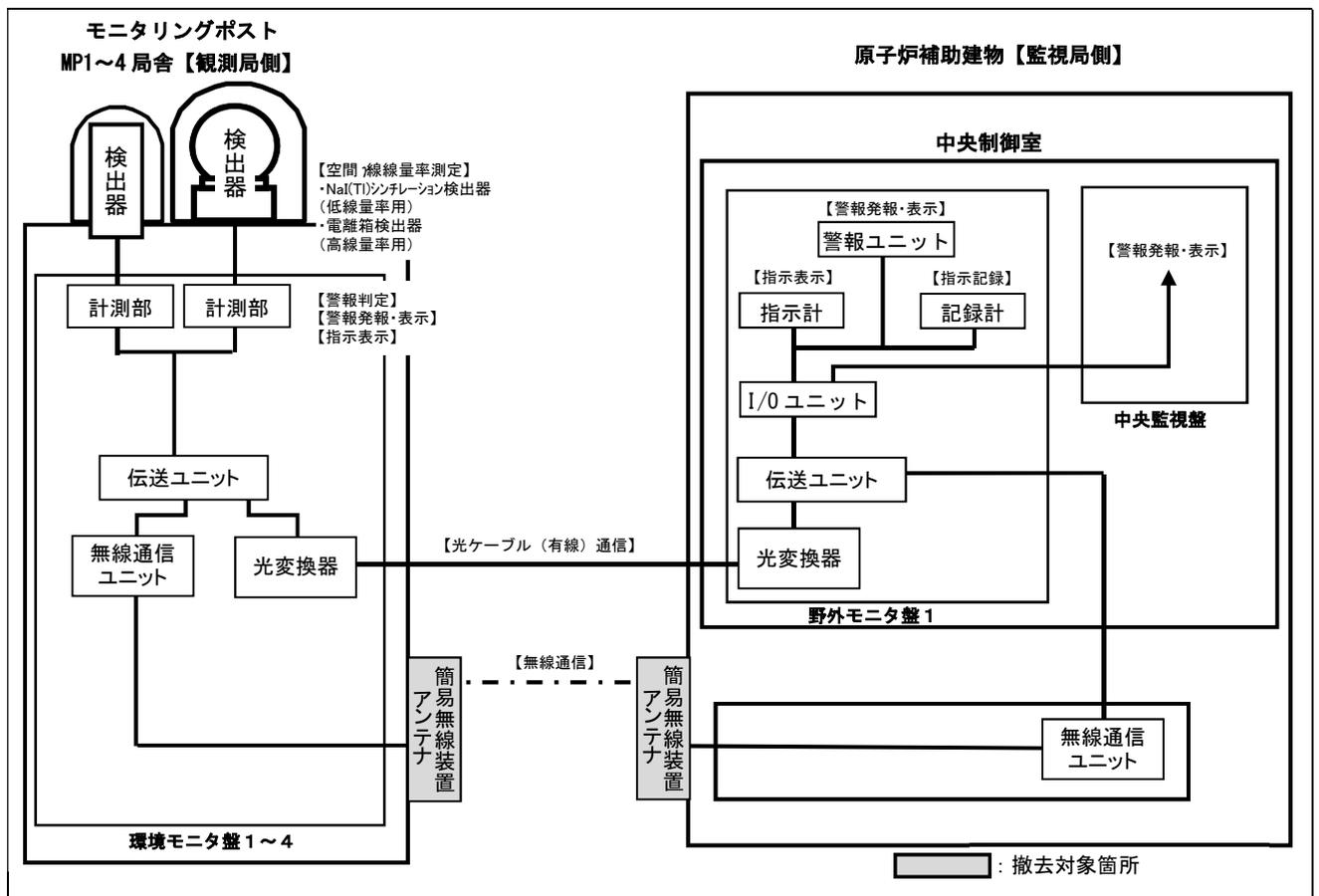
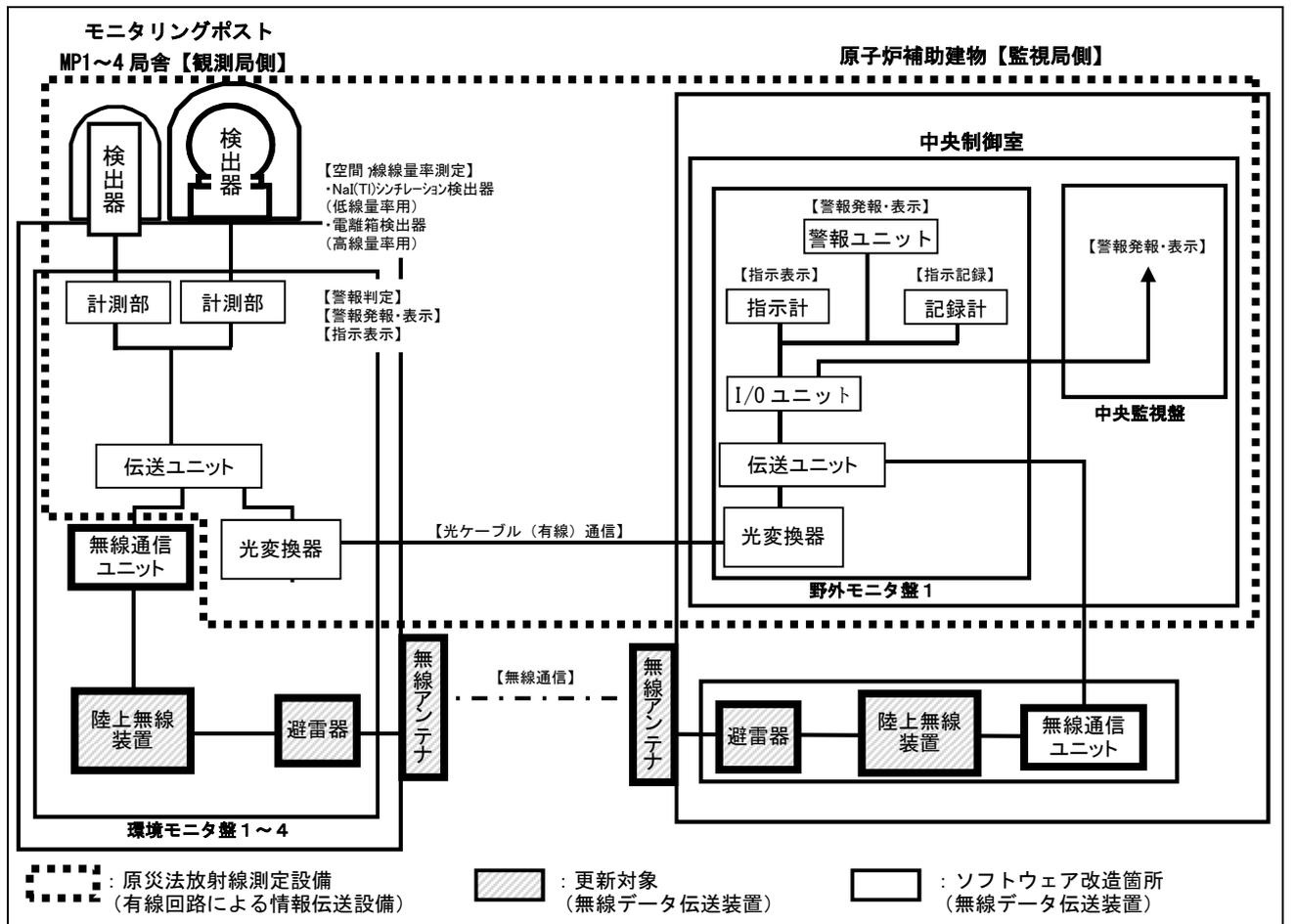


図1 高速増殖原型炉もんじゅ放射線測定設備の配置図



(更新前)



(更新後)

図2 モニタリングポスト無線伝送装置の更新工事範囲概要